

旧那覇市真和志庁舎アスベスト調査業務委託契約書

那覇市（以下「発注者」という。）と〇〇〇（以下「受注者」という。）は、旧那覇市真和志庁舎アスベスト調査業務委託（以下、「本件業務」という。）について、次のとおり契約を締結し、信義にしたがってこれを履行するものとする。

（契約の目的）

第1条 本契約は、発注者が、本件業務を受注者に委託し、受注者はこれを受託することに関する契約事項を定めることを目的とする。

（法令等の遵守）

第2条 発注者及び受注者は、本契約に基づき実施するすべての事項において、日本国内法及び那覇市条例及び規則等を遵守し、これに違反してはならない。

（委託内容）

第3条 発注者が受注者に対し委託する本件業務の委託内容は、後掲「旧那覇市真和志庁舎アスベスト調査業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）に定めるものとする。

（契約の期間及び委託期間）

第4条 本件業務における契約期間は、契約締結の日から令和8年11月6日までとする。

（委託料）

第5条 本件業務における委託料の額は 円*****-（うち消費税及び地方消費税額 円*****-を含む）とする。

（契約保証金）

第6条 受注者は、この契約の締結と同時に、契約保証金を発注者に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金の納付は、次の各号のいずれかに掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は貸付人が事実と認める金融機関の保証

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

3 前2項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(以下、「保証の額」という。))は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

5 発注者は、業務の完了後に、第1項の契約保証金、第2項第1号の有価証券等又は同項第2号に規定する金融機関等の保証証書を受注者に返還するものとする。

6 契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。

(契約履行場所)

第7条 契約履行の場所は那覇市泉崎1丁目1番1号とする。

(検査)

第8条 受注者は本件業務が完了したときには、遅滞なく発注者に対して委託業務完了報告書並びに仕様書に定める成果物を納めなければならない。

2 発注者は、前項の委託業務完了報告書及び成果物を受理したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 前項の検査が不合格となり、成果物について補正を命じられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了を届け出て発注者の再検査を受けなければならない。

(支払)

第9条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対し第5条に規定する委託料を請求することができる。

2 発注者は、受注者の適正な請求を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

(権利義務の譲渡禁止等)

第10条 受注者は、この契約により生ずる権利及び義務を第3者に譲渡し、承継させ、または担保の目的に供することはできない。ただし、発注者の承諾を受けたときはこの限りではない。

(再委託)

第11条 受注者は、本業務の一部を再委託できるものとする。この場合、再委託の受託者は、「入札説明書」2 入札参加資格に定める(2)から(6)の要件を満たすものとし、受注者は再委託を行った旨を発注者に報告し、発注者の承諾を受けるものとする。

(業務の調査)

第12条 発注者は、本件業務の作業に立ち会い、本契約書に規定する事項の確保、その他必要な事項について調査することができる。

(個人情報の取り扱い)

第13条 本件業務の遂行における個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。

(契約の解除等)

第14条 発注者または受注者は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何ら催告なしに直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。

(1) 重大な過失または背信行為があった場合

(2) 支払いの停止があった場合、または仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生法手続開始、会社更生法手続開始、特別精算開始の申立があった場合

(3) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

- (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合
- (5) その他前号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
- 2 発注者または受注者は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部または一部を解除することができる。
- 3 発注者は、受注者、受注者の代理人、受注者からの再委託契約の当事者または受注者との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)または暴力団関係者に該当すると判明したときは、本契約を解除することができる。

(資料等の提供及び返還)

- 第15条 発注者は受注者に対し、本契約に定める条件に従い、本件業務遂行に必要な資料等の開示、貸与等の提供を行うものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、受注者から発注者に対し、本件業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、発注者及び受注者協議の上、発注者は受注者に対しこれらの提供を行うものとする。
- 3 本件業務遂行上、発注者の事務所等で受注者が作業を実施する必要がある場合、発注者は当該作業実施場所（当該作業実施場所における必要な機器、設備等作業環境を含む。）を発注者及び受注者協議の上、受注者に提供するものとする。
- 4 発注者から提供を受けた資料等（次条第2項による複製物及び改変物を含む。）が本件業務遂行上不要となったときは、受注者は遅滞なくこれらを受注者に返還または発注者の指示に従った処置を行うものとする。

(資料等の管理)

- 第16条 受注者は発注者から提供された本件業務に関する資料等を善良な管理者の注意をもって管理、保管し、かつ、本件業務以外の用途に使用してはならない。
- 2 受注者は発注者から提供された本件業務に関する資料等を本件業務遂行上必要な範囲で複製または改変できるものとする。

(秘密情報の取り扱い)

- 第17条 発注者及び受注者は、本件業務遂行のため相手方より提供を受けた技術上または業務上の情報のうち、相手方が書面または口頭により秘密である旨を示して開示した情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。また、発注者及び受注者は秘密情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとする。

- (1) 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報

- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 本契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- 2 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。
- 3 発注者及び受注者は、秘密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ利用し、本契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとする。
- 4 発注者及び受注者は、秘密情報を、本契約の目的のために知る必要のある各自（本契約に基づき受注者が再委託する場合の再委託先等を含む）の従業員及び役員（以下「従業者等」という。）に限り開示するものとし、本契約に基づき発注者及び受注者が負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該従業者等に退職後も含め課すものとする。

（著作権等の帰属）

第 18 条 受注者は、納入物に係る著作権(著作権法第 27 条及び 28 条の権利を含む。)その他の知的財産権等及び所有権(受注者、受注者以外の事業参加者及び第三者の権利の対象となっているものを除く。)を発注者に無償で引き渡すものとし、その引き渡しは、発注者が受注者から納入物の引き渡しを受けたときに行われたものとみなす。受注者は、発注者が求める場合には、譲渡証の作成など、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。

- 2 受注者は、納入物に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、受注者は、当該著作物の著作者が受注者以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 受注者は発注者に対し、本著作物が第三者の著作権、肖像権その他いかなる権利も侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることをそれぞれ保証する。万一本著作物について第三者から権利の主張、異議、苦情、損害賠償請求等が生じた場合には、弁護士費用を含めて、受注者の責任と負担においてこれを処理し、発注者に一切迷惑、損害をかけないものとする。

（損害賠償等）

第 19 条 発注者及び受注者は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して損害賠償を請求することができるものとする。なお、損害賠償額については発注者及び受注者協議の上、本契約の対価を限度として賠償責任を負うものとする。

（瑕疵担保責任）

第 20 条 受注者は、受注者の受託した当該委託業務完了後、隠れた瑕疵が発見され、それが受注者の責に帰すべき理由である場合は、発注者に対し無償で当該瑕疵に対する補修

を行うものとする。なお、本条により受注者が責任を負う期間は、委託業務完了後1年間とする。

(合意管轄)

第21条 本契約に関する発注者及び受注者間の紛争については、那覇地方裁判所を第1審の合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第22条 発注者及び受注者は、委託業務の処理にあたって、相手方の業務に支障をきたさないよう協力するものとし、この契約に定めない事項およびこの契約の条項に疑義を生じた場合は、那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)によるもののほか、発注者受注者協議の上定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自がその 1 通を所持する。

令和 年 月 日

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

発注者 那覇市

那覇市長 知念 覚

受注者 株式会社 *****

代表取締役 *****